



いつも地域の見守り活動に御協力いただきありがとうございます

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、地域の見守り活動も難しい状況の中、今年度も10月の「京都府くらしの安心・安全推進月間」にあわせて啓発資材を活用した見守り活動をお願いし、69名の推進員の皆様に、御協力いただきました。

8月にお送りした推進員だよりを参考に注意喚起いただいたり、高齢者の見守り訪問活動の際にご活用いただいたり、また、体操教室やゲートボールの試合で配布いただいたり、様々な形で、工夫して啓発活動を行っていただきました。

在宅時間が増え、高齢者の方を中心に、消費者被害に遭うリスクが高まっている状況の中、見守り活動に御協力いただいたことに心から感謝いたします。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



♡くらしのシニアリーダーの募集について♡

京都府では、令和元年度に、地域で積極的に啓発いただける方に研修を受けていただき、「くらしのシニアリーダー」の認定証を送付しましたが、その後、新型コロナウイルスの影響により十分な啓発活動は実施できず、また、令和2年度は養成研修の実施も見送りました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が増加し、他人と接する機会が減少していることに伴い、高齢者が悪質な訪問販売や電話勧誘販売等による被害に遭うリスクが一層高まっています。

依然として集まっての研修は難しい状況が続いていますが、今年度は、オンライン又はDVDで研修を実施しますので、是非受講いただき「くらしのシニアリーダー」に登録いただきますよう、お願いいたします。皆様のお力を貸していただきますよう、お願いいたします。

※令和元年度に登録いただいた方は、来年の令和5年3月末日まで有効です。

「くらしのシニアリーダー」
になると何が変わる？

府や市町村等が主催するセミナーや研修会の御案内、イベントや出前講座の協力依頼などをお送りします。

くらしの安心推進員

身近な方への消費生活情報の提供などをお願いしています

具体的には・・・

- 「くらしの安心推進員だより」等による消費者情報の習得
- 啓発資材等を活用した身のまわりの方への「声かけ」 など

くらしのシニアリーダー

くらしの安心推進員の活動に加え、行政機関と連携した啓発にも御協力をお願いしています。

具体的には・・・

- 府等が主催するセミナーや研修会への参加による知識の習得
- 府や市町村が主催するイベントや出前講座の補助(応募制) など



ご注意ください！ 最近こんなトラブル増えています

～ 最近の「見守り新鮮情報」(国民生活センター発行)より ～

アナログ回線に戻す契約のはずが サポート契約に

事例 大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。

しかしその後、毎月サポート料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのことだった。解約を申し出ると、今解約するとキャンセル料が発生すると言われた。



<アドバイス>

- 大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしている場合があります。勧誘を受けた事業者名をしっかりと確認しましょう。
- 知らないうちに、回線の切り替えに必要なサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。

検針票は見せないで 電気の契約切り替えトラブル

事例 「契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が安くなる。電気の検針票を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に署名し供給地点特定番号を書いてしまった。書面はなく、内容がよく分からないので解約したい」と地域の高齢者から民生委員の私に相談があった。どう対応したらよいか。



<アドバイス>

- 電気の契約を切り替えると電気代が安くなるかと勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。
- 大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- 電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。

鍵開けを依頼したら 想定外の作業をされた！

事例 玄関の鍵が開かなくなり、隣人に相談すると「鍵開け 5800 円～」と広告表示している事業者を見つけてくれたので、その事業者が鍵を開けてほしいと連絡した。来訪した作業員は、作業内容や料金の説明もなく、いきなり鍵を壊して別の場所に新しい鍵を取り付けた。作業後、高いが仕方ないと思い、合計約 15 万円を支払ってしまった。



<アドバイス>

- 広告の料金表示をうのみにせず、見積もりだけの場合やキャンセルした場合の料金、出張費の有無などを、依頼時に確認しましょう。
- 現場で初めて作業内容や料金が提案されます。事業者が作業に取り掛かる前に作業内容と料金を確認し、当初の想定とかけ離れた作業料金であれば、作業を断りましょう。

一方的に送りつけられた商品の 代金は支払い不要！

事例 母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。



<アドバイス>

- ・ 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- ・ 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- ・ 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。



京都府警察からのお知らせ 令和3年中 還付金詐欺が多発！！

役所職員等になりすまし、「介護保険の払い戻しがある」等と言ってATMに誘導し、現金を振り込ませる手口です。

● 還付金詐欺被害の概要（令和3年中）

- 認知件数 39件（前年比+35件）
- 被害金額 約2,840万円（前年比+約2,600万円）
- 1件当たりの被害額 約73万円

● 被害者の属性

- 年齢 60歳～69歳 33人
70歳～79歳 5人
80歳以上 1人
- 性別 女性38人、男性1人

特に、60歳代が
ねらわれています

● 犯人から被害者への第一接触手段

- 自宅の固定電話 39件

固定電話に防犯対策
防犯機能付き電話機
が有効！

ATMの操作をお願いすることはありません

役所や金融機関の職員が、還付金手続きのために、ご自宅へ電話して、

- ・ 通知（はがき・封書）の到達を確認する
- ・ 利用金融機関や口座番号を確認する
- ・ ATMへ行って操作するようお願いする

ことはありません。

ATMコーナーでは通話しない

被害者は、ATMコーナーへ誘導された後、犯人から「電話で操作方法をお伝えします」等、**携帯電話で通話しながらATMを操作した**ことで、被害に遭っています。

そのような方を見かけられた場合は、声かけをお願いします。



ATMコーナーでは携帯電話の通話をご遠慮ください

まずはご相談ください

電話を切った後、公開されている電話番号にかけ直して確認してください。

詐欺と気づかれた時は、110番通報してください。

気づかれた方の通報が、他の方の被害を防ぐことにつながります。

2022年4月から、成年延齢が18歳に引き下げられます

成年年齢の引下げにより、18歳から親の同意を得ずに様々な契約ができるようになることから、消費者トラブルに巻き込まれる若年者の増加が危惧されています。

京都府では、若年者の消費者トラブルの早期解決を図るため、概ね22歳未満の若年者を対象とした消費生活相談窓口を以下のとおり開設します。

身近な若年者の方にお知らせいただくとともに、見守りをよろしくお願いいたします。

若年者専用電話相談【相談時間】平日午前9時～午後5時

☎ 075-671-0044

京都府消費生活安全センターにつながります



SNSから相談【対応時間】平日午前9時～午後5時

インターネット消費生活相談につながります

※ご相談は、24時間受け付けております。



★★ 5月は消費者月間です ★★

※ 「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。

令和4年度消費者月間統一テーマ

考えよう!大人になるとできること、気を付けること ～18歳から大人に～

5月の消費者月間に併せて、地域で消費者啓発を実施いただける場合は、「188」の啓発資材をご提供します。詳細は、お問い合わせください。

(啓発資材) ボールペン、マルチクロス、マルチクリップ

問い合わせ先: 京都府消費生活安全センター 企画・啓発係

TEL 075-671-0030 E-mail: kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp



メールマガジン
「いろいろ情報便」
(隔週金曜日発行)

隔週金曜日に、消費生活に関する情報をメールでお届けしています。ご希望の方は、メールアドレスをお知らせください。
問い合わせ先: kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

～困った時は、お気軽にご相談ください～

《消費生活相談》(平日9時～16時)
075-671-0004

《若年消費者ほっとダイヤル》(平日9時～17時)
075-671-0044

《土日祝日電話相談》(土日祝日10時～16時)
075-811-9002

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

☎ 188



@消費者庁

発行: 京都府消費生活安全センター
電話: 075-671-0030 (事務)
FAX: 075-671-0016
メ-ル: kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp